

■ 特例対象者①

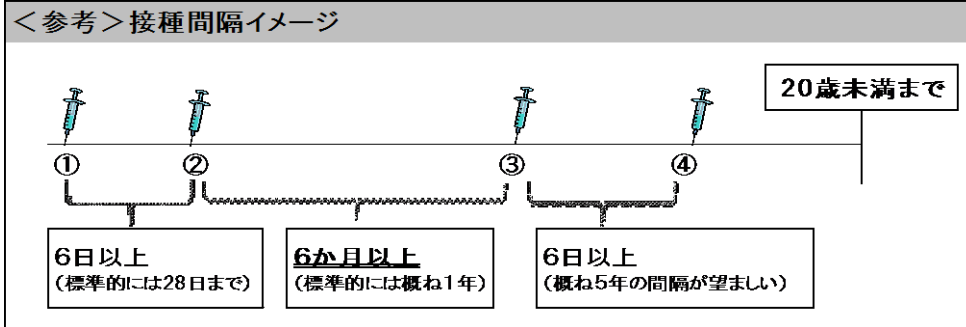
平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者のうち、
全4回接種が完了していない 20歳未満の者

【接種方法】 ◆注意：平成22年3月31日までの接種回数によって接種間隔が異なります。

a. 平成22年3月31日までに、接種を全く受けていない者

⇒全4回接種のうち、不足回数分を以下の間隔で接種してください。

- ・ 1回目接種後、6日以上（標準的には28日まで）の間隔をおいて2回目を接種。
- ・ 2回目接種後、**6か月以上**（標準的には概ね1年）の間隔をおいて3回目を接種。
- ・ 3回目接種後、6日以上の間隔をおき（概ね5年の間隔が望ましい。）、かつ、**9歳以上**で4回目を接種。



b. 平成22年3月31日までに、1～3回接種している者

- ・ 6日以上の間隔をおいて **残りの回数分** を接種する。**(4回目は9歳以上で)**

■ 特例対象者②

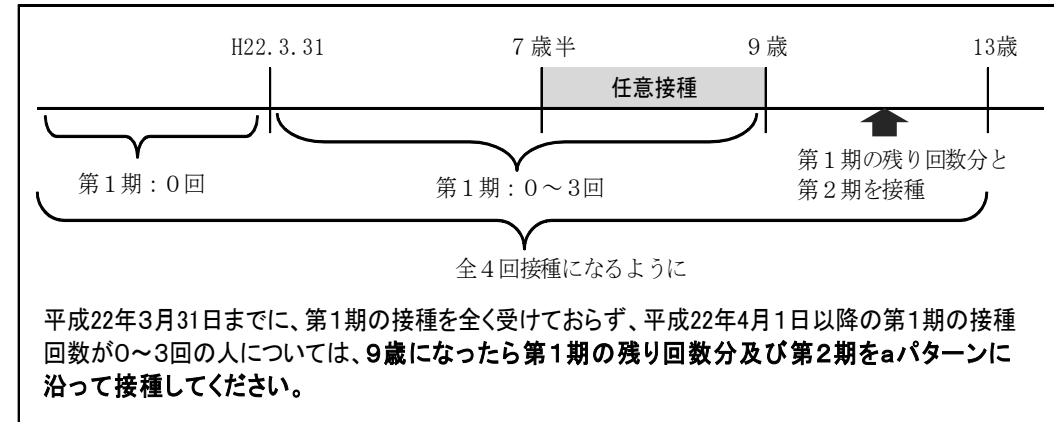
平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの者のうち、
第1期（全3回）の接種が完了していない 9歳以上 13歳未満の者
◆ 第2期の対象期間中、第1期（全3回）の不足回数分を接種することができます。

【接種方法】 ◆注意：平成22年3月31日までの接種回数によって接種間隔が異なります。

a. 平成22年3月31日までに、第1期の接種を全く受けていない者

- ・ 1回目接種後、6日以上（標準的には28日まで）の間隔をおいて2回目を接種。
- ・ 2回目接種後、**6か月以上**（標準的には概ね1年）の間隔をおいて3回目を接種。

→その後、6日以上の間隔をおいて（可能であれば数年あけて）、
第2期を通常対象者として接種してください。



b. 平成22年3月31日までに、第1期の接種を1回以上受けている者

- ・ 6日以上の間隔をおいて **第1期の残りの回数分** を接種する。

→その後、6日以上の間隔をおいて（可能であれば数年あけて）、
第2期を通常対象者として接種してください。